

令和8年3月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人 

Vol.59



巡回監査士補の試験に
合格しました(*^^*)

❀お知らせ❀

令和7年度の確定申告の引落日のご案内です。

所得税:令和8年4月23日(木)

消費税:令和8年4月30日(木)となっております。口座振替をご利用の方は、通帳の残高確認をよろしくお願いいたします。



❀経営者保証について❀

○経営者保証は必ず必要・・・?

滋賀県信用保証協会では、一定の要件を満たすことで経営者保証(社長個人の連帯保証)を不要とする取り扱いが行われています。

【保証料の上乗せなしで免除されるケース】

以下の3つのパターンのいずれかに当てはまる場合、追加の保証料負担なく経営者保証を外せる可能性があります。

〈金融機関連携型の主な要件〉

- ① 取り扱い金融機関において既に経営者保証がない借入(保証協会の保証なし、無担保)がある、または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う場合。
- ② 「直近決算において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」
- ③ 法人と経営者の資産・経理が明確に分離されている。 など

〈財務要件型の主な要件〉

①直近決算において一定の財務要件を満たしている。(純資産額 5,000 万以上、自己資本比率 20% 以上等)

※保証料の割引が受けられる制度(ロングラン 70 財務型)も併用可能です。

〈担保充足型〉

①法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られていること。

【保証料の上乗せで免除されるケース】

上記要件に該当しない場合でも、保証料を上乗せすることで、経営者保証を不要にできる制度があり、以下の 5 つの項目をすべて満たす法人が対象となります。

- ①過去 2 年間、金融機関の求めに応じて決算書等を提出していること。
- ②代表者等への貸付金がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲内であること。
- ③「直近決算で債務超過でない」または「直近 2 期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」のいずれかを満たすこと。
- ④今後も継続して①や②のについて充足することを誓約し、書面で提出していること。
- ⑤保証料の上乗せを条件に、保証人を提供しないことを希望していること。

〈上乗せされる保証料率〉

上記③の要件を両方満たしている場合・・・0.25% 上乗せ

上記③の要件のうちいずれか一方のみ達成、または設立後間もない場合・・・0.45% 上乗せ
(※法人の設立後 2 事業年度の決算がない場合)



【プチ情報】

「春バテ」という言葉をご存知でしょうか？ 3 月は、1 年の中でも特に自律神経が乱れやすい時期と言われています。私たちの体は、気温差に対応するためにエネルギーを激しく消耗します。さらに、年度末の多忙さや新生活へのプレッシャーによる緊張が加わると、交感神経と副交感神経のバランスが崩れ、だるさ、不眠、頭痛といった症状が現れやすくなるのです。

(自律神経の整え方)

- ・朝の光を浴びることとコップ一杯の水を飲む
- ・「首」の後ろを温める
- ・3 秒吸って 6 秒吐く「長めの呼吸」を行う 等

心身ともに変化の大きい季節ですが、意識的に「休む時間」をスケジュールに組み込み、健やかに新年度を迎えましょう！



HP 等も更新しています♪

HP



Face Book



Instagram



Threads



ARCGROWPARTNERS

◇申告書の提出期

提出月	3 月	4 月	5 月
確定申告	1 月決算	2 月決算	3 月決算
予定申告(年 1 回) 消費税(年 3 回)	7 月決算 4 月、7 月、10 月	8 月決算 5 月、8 月、11 月	9 月決算 6 月、9 月、12 月